

## 社会福祉法人万灯会 役員等報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人万灯会（以下「当法人」という）定款第 8 条および第 21 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、その職務と職責に対する対価として報酬、賞与退職手当のほか、通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、法人業務を行う場合に、報酬を支給し、交通費を費用弁償する。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、月給制を基本とし、その報酬額は別表 1 に定める範囲で理事会にて決定し、評議員会の承認を得るものとする。
- (2) 賞与については、別表 1 に定める額とする。
- (3) 退職手当については、別表 2 に定める算式により算出される額とする。
- (4) 通勤手当については、社会福祉法人万灯会給与規程に準ずる額とする。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 3 に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が理事会若しくは評議員会に出席し、並びに監査を行ったとき、法人のために役務を提供し、又は研修若しくは会議に出席したときは、社会福祉法人万灯会職員旅費支給規程に基づく交通費を費用弁償として支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、社会福祉法人万灯会給与規程に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年 6 月及び 12 月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 か月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令で定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 6 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その月から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(重複支給の禁止)

第 7 条 役員等で法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

## 附 則

本規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。(全面改訂)

別表1 (常勤役員等の報酬および賞与)

役職名	報酬月額	賞与 (6月・12月)
理事長	月額 300,000円～800,000円	報酬月額×2か月分
理事	月額 200,000円～600,000円	報酬月額×2か月分

別表2 (常勤役員等の退職手当)

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times \text{係数 (0.9)}$$

※上記在任年数は1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表3 (非常勤役員等の報酬)

## (1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	支給なし
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	支給なし

## (2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

## (3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円